

亀山市選挙管理委員会告示第57号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及びその他の準用規定により、選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を次のとおり告示する。

令和7年9月1日

亀山市選挙管理委員会  
委員長 山内秀喜

50分の1の数	781
6分の1の数	6,504
3分の1の数	13,008